

特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針
 （「土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針」）

1 用語の意義

この指針に用いる用語の意義は、条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 調査対象地 土壌の汚染の状況の調査の対象となる土地をいう。
- (2) 試料採取等 土壌その他の試料の採取及び測定をいう。
- (3) 試料採取等対象物質 試料採取等の対象とする物質をいう。
- (4) 第一種特定有害物質 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及びクロロエチレンをいう。
- (5) 第二種特定有害物質 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物をいう。
- (6) 第三種特定有害物質 有機^{りく}リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、シマジン及びチオベンカルブをいう。
- (7) 土壌溶出量基準 規則別表第12の2の1の表の特定有害物質の種類の欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の基準値の欄に掲げる基準をいう。
- (8) 土壌含有量基準 規則別表第12の2の2の表の特定有害物質の種類の欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の基準値の欄に掲げる基準をいう。
- (9) 第二溶出量基準 別表の特定有害物質の種類の欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の第二溶出量基準の欄に掲げる基準をいう。
- (10) 地下水質基準 別表の特定有害物質の種類の欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の地下水質基準の欄に掲げる基準をいう。
- (11) 土壌ガス調査方法 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成15年環境省告示第16号）に定める方法をいう。
- (12) 地下水質測定方法 地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）に定める方法（ダイオキシン類の量を測定する場合にあっては、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）別表水質の項に規定する方法）をいう。

2 土壌の特定有害物質による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査

(1) 土壌の汚染の状況の調査の方法及び土壌汚染による地下水への影響の調査の方法

条例第59条第3項又は条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質による土壌の汚染の状況の調査は、(2)から(14)まで及び(16)に定めるところにより行うものとし、条例第62条の2の規定により行う特定有害物質に係る土壌汚染による地下水への影響の調査の方法は、(15)に定めるところにより行うものとする。

その際、調査は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第29条の規定により指定を受けた指定調査機関に委託して行うことが望ましい。

また、法令に基づかない自主的な調査を行おうとする者は、(3)から(15)まで（資料等調査を行わない場合は、(7)から(15)まで）に準じて行うことが望ましい。ただし、調査対象地におけ

る試料採取等が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）であり、かつ、調査対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められるとき、又は調査対象地が公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て若しくは干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められるときは、その他適切な方法によることができる。

(2) 調査対象地の設定

調査対象地は、次に掲げる調査の区分ごとに、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 条例第59条第3項の規定により行う特定有害物質使用事業所の廃止時の調査

特定有害物質使用事業所の敷地

イ 条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査

土地の区画形質の変更を行う区域及びそれに隣接する区域であって調査実施者が当該調査に併せて調査を行うことが適当と認める区域

(3) 資料等調査

調査実施者は、調査対象地を含む特定有害物質使用地について、条例第59条第1項及び第62条の規定による記録その他の資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査により、規則第49条第2項各号に掲げる事項の把握を行うものとする。

(4) 試料採取等対象物質の選定

試料採取等対象物質は、(3)の資料等調査により調査対象地を含む特定有害物質使用地において製造、使用、処理又は保管の履歴が確認された特定有害物質とする。

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質の製造、使用、処理又は保管が確認されたときは、当該特定有害物質が土壌中で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質についても試料採取等対象物質とする。

特定有害物質	分解生成物
トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン

(5) 土壌汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、(3)の資料等調査で把握した情報により、調査対象地を試料採取等対象物質ごとに次に掲げる区分に分類するものとする。

ア 当該土地が特定有害物質使用事業所において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地

イ 当該土地が特定有害物質使用事業所において特定有害物質の製造、使用、処理又は保管に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

ウ ア及びイに掲げる土地以外の土地

(6) 試料採取等を行う区画の選定

ア 調査実施者は、次のいずれかの地点（以下2において「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少する場合にあっては、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

(ア) 調査対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下同じ。）

(イ) 調査対象地が複数ある場合は、全ての調査対象地の最も北にある地点

(ウ) 過去の条例調査又は土壌汚染状況調査で使用した起点

(エ) 調査対象地を含む特定有害物質使用地の最も北にある地点

イ アの場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下2において「単位区画」という。）であって隣接するものの面積の合計が130平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。

ウ 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。

(ア) (5)ウに掲げる土地を含む単位区画

(イ) (5)イに掲げる土地を含む単位区画（(ア)に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める単位区画

a 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める単位区画

(a) 調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「30メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該30メートル格子の中心を含む単位区画

(b) 30メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか一区画

b 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める単位区画

(a) 30メートル格子内にある一部対象区画の数が6以上である場合 当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか5区画

(b) 30メートル格子内にある一部対象区画の数が5以下である場合 当該30メートル格子内にある全ての一部対象区画

エ ウの規定にかかわらず、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）を行う場合であり、かつ、単位区画において行われる土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さよりも深い位置にのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができる。

(7) 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施

ア 調査実施者は、(6)ウにより試料採取等の対象とされた単位区画（以下2において「試料採取等区画」という。）の土壌について、次に掲げる試料採取等対象物質に応じ、それぞれに定める試料採取等を行うものとする。

- (ア) 第一種特定有害物質 土壤中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤ガス調査」という。）
- (イ) 第二種特定有害物質 土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤溶出量調査」という。）並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤含有量調査」という。）
- (ウ) 第三種特定有害物質 土壤溶出量調査

イ 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 試料採取等区画の中心（(3)の資料等調査により把握した情報により、当該試料採取等区画において汚染土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。以下2において「試料採取地点」という。）において、土壤中の気体（当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水）を、土壤ガス調査方法（地下水を測定する場合にあっては、地下水質測定方法）により採取すること。
- (イ) (ア)により採取した気体又は地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、土壤ガス調査方法（地下水を測定する場合にあっては、地下水質測定方法）により測定すること。

ウ 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壤を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ5センチメートルまでの土壤（以下「表層の土壤」という。）及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を採取すること。

なお、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）を行う場合であり、かつ、当該土壤が土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができる。

- (イ) (ア)ただし書により表層の土壤及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を採取した場合にあっては、当該土壤を同じ重量混合すること。
- (ウ) (6)ウ(イ)により30メートル格子内にある2以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該2以上の単位区画に係る(ア)により採取された土壤（(イ)の場合には、その混合された土壤）をそれぞれ同じ重量混合すること。
- (エ) (ア)から(ウ)までにより採取され、又は混合された土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、規則別表第12の2の1の表備考2に規定する方法により測定すること。

エ 土壤含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) ウ(ア)から(ウ)までに定めるところにより、試料採取地点の土壤を採取し、及び混合すること。
- (イ) (ア)により採取され、又は混合された土壤に含まれる試料採取等対象物質の量を、規則別表第12の2の2の表備考に規定する方法により測定すること。

オ 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壤その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、調査実施者は、イ(ア)、ウ(ア)及びエ(ア)にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における任意の地点において行う土壤その他の試料の採取をもって、これらに規定する土壤その他の試料の採取に代えることができる。

(8) 30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等

ア 調査実施者は、(6)ウ(イ) aによる試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から試

料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水質基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壌ガス調査を行うものとする。

イ 調査実施者は、(6)ウ(イ)による試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うものとする。

ウ (7)オの規定は、ア及びイによる土壌ガス調査、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査に係る土壌その他の試料の採取について準用する。

(9) 深度方向調査の実施

調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水質基準に適合しなかった試料採取地点があるとき、又は土壌溶出量調査において土壌溶出量基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、次のとおり深度方向調査を行うものとする。

ア 深度方向調査の対象物質及び地点は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 対象となる試料採取等対象物質が第一種特定有害物質の場合には、次の物質を深度方向調査の対象物質とし、当該対象物質ごとに、検出された試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲（以下「検出範囲」という。）ごとに、連続する他の単位区画と比べ、高い濃度が検出された単位区画の試料採取地点（以下「代表地点」という。）において試料採取等を行うものとする。

a 当該代表地点において、気体から検出された試料採取等対象物質又は地下水から検出され、かつ、地下水基準に適合しなかった試料採取等対象物質

b aに掲げる試料採取等対象物質が、資料等調査において製造、使用、処理又は保管の履歴が確認された特定有害物質（以下2において「使用等特定有害物質」という。）であり、かつ、当該使用等特定有害物質が2(4)の表の左欄に掲げる特定有害物質のいずれかに該当する場合にあっては、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定有害物質の種類

c aに掲げる試料採取等対象物質が2(4)の表の右欄に掲げる特定有害物質であり、かつ、当該特定有害物質に係る使用等特定有害物質が同表の左欄に掲げる特定有害物質のいずれかに該当する場合にあっては、同表の当該該当する特定有害物質の種類の項の左欄及び右欄に掲げる特定有害物質（aに掲げるものを除く。）

(イ) 対象となる試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質の場合には、土壌溶出量基準に適合しなかった試料採取等対象物質を深度方向調査の対象物質とし、当該物質ごとに、代表地点において試料採取等を行うものとする。

イ アの試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 対象となる試料採取等対象物質が第一種特定有害物質の場合には、当該地点において、次の土壌の採取を行うこと。

ただし、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）であって、帯水層の底面より浅い深度において、汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合にあっては、dの土壌の採取を行わないことができる。

a 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壌）

- b 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ50センチメートルの土壌）
 - c 深さ方向1メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌、最も浅い位置にある帯水層の底面より深い位置にある土壌及び汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合であって当該深度が地表から深さ10メートル以上であるときの当該深度より深い位置にある土壌を除く。なお、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）にあっては、汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合の当該深度より深い位置にある土壌を除くことができる。）
 - d 帯水層の底面の土壌（帯水層の底面より浅い深度において、汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合であって、帯水層の底面の土壌の深度が地表から深さ10メートル以上であるときを除く。）
 - (イ) 対象となる試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質の場合には、当該地点において、次の土壌の採取を行うこと。
 - a 深さ方向1メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌、最も浅い位置にある帯水層の底面より深い位置にある土壌及び汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合の当該深度より深い位置にある土壌は除く。）
 - b 帯水層の底面の土壌（帯水層の底面より浅い深度において、汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合を除く。）
 - (ウ) ア及びイにより採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、規則別表第12の2の1の表備考2に規定する方法により測定すること。
- (10) 試料採取等の結果の評価
- ア 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であって、代表地点において(9)イ(ウ)の方法により測定した結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、当該土壌ガス調査を行った検出範囲（(9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が全て土壌溶出量基準に適合する試料採取等区画を除く。）の区域について、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
 - (ア) 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（(イ)に掲げる場合を除く。） 土壌溶出量基準
 - (イ) 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準
 - イ 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査（(6)ウ(イ) b の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行った単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該(ア)から(ウ)までに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
 - (ア) 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（(イ)に掲げる場合を除く。） 土壌溶出量基準
 - (イ) 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準
 - (ウ) 土壌含有量基準に適合しなかったとき 土壌含有量基準
- (11) 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略
- ア 調査実施者は、土地所有者の同意が得られている場合は、(5)から(9)までにかかわらず、これらの規定による土壌汚染のおそれの区分の分類、試料採取等を行う区画の選定、試料採

取等及び深度方向調査（イにおいて「土壤汚染のおそれの区分の分類等」という。）を行わないことができる。

イ アにより土壤汚染のおそれの区分の分類等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準に適合せず、かつ、当該試料採取等対象物質に第二種特定有害物質が含まれる場合における当該第二種特定有害物質について土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(12) 第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例

ア 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、(6)ウ、(7)ア(ア)、イ及びオ、(8)ア及びウ並びに(9)アにかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下2において「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、(5)イ及びウに掲げる土地を含む単位区画の中心（(3)の資料等調査により把握した情報により、当該単位区画において汚染土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

イ (9)イ(ア)及び(ウ)は、アの試料採取等について準用する。

ウ アにより試料採取等を行った場合であつて、イにおいて準用する(9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が次の(ア)又は(イ)に該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画の区域を、当該第一種特定有害物質について当該(ア)及び(イ)に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(ア) 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（(イ)に掲げる場合を除く。） 土壤溶出量基準

(イ) 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

(13) 試料採取等を行う区画の選定等の省略

ア 調査実施者は、土地所有者の同意が得られている場合は、(6)ウ及び(7)から(9)までにかかわらず、試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

イ アにより試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域（全ての区域が(5)アに掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(14) 試料採取等の省略

ア 調査実施者は、(7)から(9)までによる試料採取等の結果が次に掲げるいずれかに該当する場合であつて、土地所有者の同意が得られているときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

(ア) 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されていること、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水質基準に適合しないものであること。

(イ) 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであること。

(ウ) (9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないものであること。

イ アにより試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画及び全ての区域が(5)アに掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(ア) 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水質基準に適合するものであった単位区画

- (イ) 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査（(6)ウ(イ) bによる試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった単位区画
- (ウ) (6)ウ(イ) aによる試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水質基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画
- (エ) (6)ウ(イ) bによる試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画
- (オ) (9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合するものであった地点を含む単位区画

(15) 土壌汚染による地下水への影響の調査の方法

土壌汚染による地下水への影響の調査の方法は、次のいずれかの方法により行うものとする。

ア 次の(ア)から(ウ)までにより、汚染のおそれが最も多いと認められる地点において地下水への影響を調査する方法

(ア) (9)に掲げる方法により深度方向調査を行うこと。

(イ) (ア)により行った調査の結果、帯水層に汚染が生じているおそれが認められた場合にあつては、当該調査を行った地点において汚染のおそれが認められる帯水層の地下水を採取すること。

(ウ) (イ)により採取した地下水を、地下水質測定方法により測定すること。

イ 次の(ア)及び(イ)により、敷地の周縁の地下水等を調査する方法

(ア) 汚染された土地を含む一連の敷地の周縁の地下水質への影響の有無を判断することができる地点で地下水等を採取すること。

(イ) (ア)により採取した地下水等を、地下水質測定方法により測定すること。

(16) 調査義務が発生する前に行われた調査の結果の利用

ア 調査対象地において、条例調査の義務が発生する前に(4)から(9)までによる試料採取等と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染の状況を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であつて、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、(1)にかかわらず、当該試料採取等の結果を(4)から(9)までの規定による試料採取等の結果とみなすことができる。

イ 調査対象地において、条例調査の義務が発生する前に(15)による土壌汚染による地下水への影響の調査と同等程度に土壌汚染による地下水への影響を把握できる精度を保って調査が行われたと認められる場合であつて、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、(15)にかかわらず、当該調査の結果を(15)による調査の結果とみなすことができる。

3 土壌のダイオキシン類による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査

(1) 土壌の汚染の状況の調査の方法及び土壌汚染による地下水への影響の調査の方法

条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項本文又は条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定により行う土壌のダイオキシン類による汚染の状況の調査は、次の(2)から(9)まで及び(11)に定めるところにより行うものとし、条例第63条の3において準用する条例第62条の2の規定により行うダイオキシン類に係る土壌汚染による地下水への影響の調査の方法は、(10)に定めるところにより行うものとする。

また、法令に基づかない自主的な調査を行おうとする者は、このうち(3)から(10)に準じて行うことが望ましい。

(2) 調査対象地の設定

調査対象地は、次に掲げる調査の区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

ア 条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項本文の規定により行うダイオキシン類管理対象事業所の廃止時の調査

ダイオキシン類管理対象事業所の敷地

イ 条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質変更時の調査

土地の区画形質の変更を行う区域及びそれに隣接する区域であって調査実施者が当該調査に併せて調査を行うことが適当と認める区域

(3) 資料等調査

調査実施者は、調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地について、条例第63条の2及び第63条の3において準用する条例第62条の規定による記録その他の資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査により、規則第56条の2第2項に掲げる事項の把握を行うものとする。

(4) 土壤汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、(3)の資料等調査により把握した情報により、調査対象地を次に掲げる区分に分類するものとする。

ア 土壤汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地

次のいずれかに該当する土地をいう。ただし、ダイオキシン類特定施設が設置されていた期間を通じて舗装により覆われていた場合等、構造上、ダイオキシン類の土壤への浸透の可能性が低いと考えられる土地（以下「被覆された土地」という。）を除く。

(ア) ダイオキシン類特定施設が設置されていた土地及び当該施設が設置されていた建物の敷地であった土地

(イ) ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物を保管し、又は処理（埋立てを除く。）した土地及び当該作業に係る施設が設置されていた建物の敷地であった土地

(ウ) (ア)又は(イ)に係る施設又は建物の開口部等、ダイオキシン類を含む固体又は液体の飛散又は流出のおそれのある場所から半径5メートル以内の範囲の土地

(エ) ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等（架空配管であって、破損等がなく漏洩のおそれが低いものを除く。）又は処理施設が設置されていた土地

(オ) ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した履歴のある土地

(カ) ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の移動経路（以下「移動経路」という。）及び移動経路の周辺5メートル以内の土地（被覆された土地を除く。以下「移動経路等」という。）であって、移動経路のうち場外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計100平方メートルの土地（対象となる土地が100平方メートルに満たない場合は、対象となる全ての土地）

(キ) (ア)から(カ)までに該当する土地の土壤を掘削して移動させた先の土地（条例第63条の3において準用する条例第60条第2項括弧書の規定により、土壤の汚染の状況の調査を行わずに土壤を掘削し移動させた場合に係る土地に限る。）

イ 土壤汚染が存在するおそれが比較的に少ないと認められる土地

アに掲げる土地以外の土地

(5) 試料採取等を行う区画の選定

ア 調査実施者は、次のいずれかの地点（以下3において「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象

地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

(ア) 調査対象地の最も北にある地点

(イ) 調査対象地が複数ある場合は、全ての調査対象地の最も北にある地点

(ウ) 過去の条例調査又は土壌汚染状況調査で使用した起点

(エ) 調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地の最も北にある地点

イ アの場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下3において「単位区画」という。）であって隣接するものに含まれる土地（被覆された土地を除く。）の面積の合計が130平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。

ウ 調査実施者は、(4)アに掲げるダイオキシン類による土壌汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地を含む単位区画について、試料採取等の対象とする。

(6) 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施

ア 調査実施者は、(5)ウにより試料採取等の対象とされた単位区画（以下3において「試料採取等区画」という。）の土壌について、土壌の採取及び当該土壌に含まれるダイオキシン類の量の測定を行うものとする。

イ 土壌の採取は、次の地点ごとに汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ5センチメートルまでの土壌を採取するものとする。ただし、当該場所の位置が、農用地等人為的なかくはんを伴う場合は、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ30センチメートルまでの土壌を採取するものとする。また、条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）にあつては、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壌については、当該採取の対象から除くことができる。

(ア) (イ)に規定する土地以外の土地に係る試料採取にあつては、試料採取等区画の中心（当該地点が被覆された土地に該当する場合は、それ以外の部分における任意の地点。以下同じ。）及び同地点の周辺4方向に位置し、かつ、同地点から2.5メートル以上離れた当該試料採取等区画内にある4地点の合計5地点（試料採取等区画の状況により、試料採取等区画の中心から2.5メートル以上離れた場所に被覆された土地以外の土地が存在しない場合又は土地の傾斜が著しい場合その他の理由によりこれらの場所において土壌を採取することが困難であると認められる場合は、調査地点の代表性が確保できる当該試料採取等区画内の5地点とすることができる。）

ただし、試料採取等区画内において、被覆された土地以外の土地の面積の合計が80平方メートル未満である場合にあっては、面積に応じて試料を採取する地点の数を減らすことができる。

(イ) (4)ア(エ)に係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地に係る試料採取にあつては、試料採取等区画のうち、排水管及び排水路の継ぎ目、集水路の付近等汚染のおそれが最も高い1地点で土壌を採取するものとする。

ウ 土壌に含まれるダイオキシン類の量の測定は、イにより採取した土壌を風乾させた後、ふるい操作を行い、2ミリメートルの目のふるいを通したもの（イ(ア)により試料採取等区画内の複数地点で土壌を採取した場合は、2ミリメートルの目のふるいを通した土壌を、それぞれ同じ重量混合したもの）をダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（以下(6)において「告示」という。）別

表土壌の項に規定する方法により測定することにより行う。

なお、告示別表備考3に規定する簡易測定方法により測定を行った場合にあっては、測定により得られた値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を告示別表土壌の項に規定する方法により測定した値とみなす。ただし、簡易測定値が500pg-TEQ/gを超えた場合は、さらに当該土壌を告示別表土壌の項に規定する方法（告示別表備考3に規定する簡易測定方法を除く。）により測定し、得られた値をもって測定した値とみなす。

(7) 汚染範囲確定調査の実施

(6)ウの測定の結果、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g（以下「調査指標値」という。）以上であることが確認された場合にあっては、次のとおり汚染範囲を確定するための試料採取等を行うものとする。

なお、次のア又はウによる試料採取等の結果、調査指標値以上の土壌が確認された場合にあっては、さらに汚染範囲を確定するための試料採取等をア又はウにより行うものとする。

ア 調査指標値以上の土壌が確認された場合（イ及びウの場合を除く。）

当該土壌を採取した単位区画に隣接する単位区画のうち試料採取等が行われていないものについて、(6)の例により試料採取等を行うこと。

イ ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等の近傍で調査指標値以上の土壌が確認された場合

(4)ア(エ)に係る土地（ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地に限る。）で調査指標値以上（1,000pg-TEQ/gを超える場合を除く。）の土壌が確認された場合は、当該土壌を採取した単位区画内の汚水の移動経路の直下の土壌を露出させ、目視により土壌の状況を確認する方法等により適当な地点を選定し、(6)イ及びウの例により試料採取等を行うこと。

ウ 移動経路等において調査指標値以上の土壌が確認された場合

(4)ア(カ)に係る土地で調査指標値以上の土壌が確認された場合は、移動経路等であって試料採取等が行われていない土地のうち、移動経路等のうち場外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計100平方メートルの土地（対象となる土地が100平方メートルに満たない場合は、対象となる全ての土地）を含む単位区画について、(6)イ及びウの例により試料採取等を行うこと。

(8) 深度方向調査の実施

ア 調査実施者は、(6)又は(7)により行った調査の結果、土壌に含まれるダイオキシン類の量に関する基準（規則別表第12の2の3に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しなかった地点があるときは、隣接する全ての単位区画における試料採取等の結果と比べ、高い濃度が検出された地点で試料採取等を行うものとする。

イ アの試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 地表面又は汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ5センチメートルまで、5センチメートルから10センチメートルまで、10センチメートルから15センチメートルまで及び15センチメートルから20センチメートルまでの各深度で土壌を採取すること。

(イ) (ア)により採取されたそれぞれの土壌について、(6)ウの方法により測定すること。

ウ 深度15センチメートルから20センチメートルまでの土壌の調査の結果、ダイオキシン類の量に関する基準を超過している場合にあっては、ダイオキシン類の量に関する基準以下になると予想される深度まで適当な間隔をおいてイの例により試料採取等を実施すること。

(9) 試料採取等の結果の評価

(6)又は(7)により行った調査の結果、土壌に含まれるダイオキシン類の量に関する基準に適合しない土壌が確認された場合は、当該土壌を採取した単位区画の区域を、土壌に含まれるダイオキシン類の量に関する基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(10) 土壌汚染による地下水への影響の調査の方法

土壌汚染による地下水への影響の調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア (8)に掲げる方法により深度方向調査を行うこと。

イ アにより行った調査の結果、帯水層に汚染が生じているおそれが認められた場合は、当該調査を行った地点において汚染のおそれが認められる帯水層の地下水を採取すること。

ウ イにより採取された地下水を、地下水質測定方法により測定すること。

(11) 調査義務が発生する前に行われた調査の結果の利用

ア 調査対象地において、条例調査の義務が発生する前に(4)から(8)までによる試料採取等と同等程度に土壌のダイオキシン類による汚染の状況を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であって、当該試料採取等の後に土壌のダイオキシン類による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、(1)にかかわらず、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなすことができる。

イ 調査対象地において、条例調査の義務が発生する前に(10)による土壌汚染による地下水への影響の調査と同等程度に土壌汚染による地下水への影響を把握できる精度を保って調査が行われたと認められる場合であって、当該試料採取等の後に土壌のダイオキシン類による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、(10)にかかわらず、当該調査の結果を(10)による調査の結果とみなすことができる。

4 汚染された土地の区画形質の変更に伴う公害の防止の方法及び汚染の除去等の措置の方法

(1) 汚染された土壌に起因する公害が発生しない土地の区画形質の変更の方法

条例第58条第1項に規定する汚染された土壌に起因する公害が発生しない土地の区画形質の変更の方法は、次のとおりとする。

ア 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透（以下「飛散等」という。）を防止するために必要な措置を講ずること。

イ 土地の形質の変更に当たり、汚染土壌（土壌溶出量基準又は土壌に含まれるダイオキシン類の量に関する基準に適合しないものに限る。）が当該土地の帯水層に接すること等による地下水への影響を防止するために必要な措置を講ずること。

ただし、次に掲げる土地については、この限りでない。

(ア) 土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められる土地（当該土地の土壌の第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）

(イ) 土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来すると認められる土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）が埋められている場所を除く。）であって、次に掲げるもの

a 大正11年4月10日から昭和52年3月14日までの間に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が、第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物にあつては土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に、第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）にあつては第二溶出量基準に適合するもの

b 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

ウ 条例第113条の3に規定する環境汚染の拡大、増大又は継続の防止の措置が講じられている土地において土地の形質の変更を行う場合は、当該措置の効果が損なわれないようにするこ

と。

- エ 汚染された土地による人の健康に係る被害が生ずるおそれが現に認められない土地において、土地の区画形質を変更することにより、人の健康に係る被害が生ずるおそれを生じさせないこと。

(2) 公害防止計画の内容

条例第60条第4項（条例第63条の3において準用する場合を含む。）に規定する公害防止計画として記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 条例第58条第1項に規定する汚染された土壤に起因する公害が発生しない土地の区画形質の変更の方法に関する事項
- イ 汚染土壤を敷地外に搬出する場合であって、汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託するときは、条例第58条第3項に規定する措置に関する事項
- ウ 汚染土壤を敷地外に搬出する場合であって、自ら運搬又は処理を行うときは、条例第58条の4及び第58条の5に関する事項
- エ 当該土地の区画形質の変更に伴う公害を防止するための管理体制及び責任体制に関する事項
- オ (3)に掲げる土壤汚染の除去等の措置として行われる土地の形質の変更については、土壤汚染の除去等の措置の実施の方法に関する事項

(3) 土壤汚染の除去等の措置の実施

土壤汚染による人の健康に係る被害の防止等のため、土壤汚染の除去等の措置を実施する場合にあつては、次のとおり実施するものとする。

- ア 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において土壤汚染の除去等の措置を講ずる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるいずれかの措置を講ずるものとする。

(ア) 土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地	原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去
(イ) 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地 (ウ)に掲げる土地を除く。）	原位置封じ込め、遮水工封じ込め、不溶化、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去
(ウ) 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地	原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去
(エ) 土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地 (オ)に掲げる土地を除く。）	原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去
(オ) 土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地	遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去

- イ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において土壤汚染の除去等の措置を講ずる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるいずれかの措置を講ずるものとする。

(ア) 乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地	舗装、立入禁止、土壤汚染の除去
---	-----------------

又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であって、土地の形質の変更が頻繁に行われることにより土壌入替え若しくは盛土措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる土地	
(イ) 現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ 50 センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であって、地表面を 50 センチメートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる土地（(ア)に掲げる土地を除く。）	土壌入換え、舗装、立入禁止、土壌汚染の除去
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる土地以外の土地	盛土、土壌入換え、舗装、立入禁止、土壌汚染の除去

ウ 土壌に含まれるダイオキシン類の量に関する基準に適合しない汚染状態にある土地において土壌汚染の除去等の措置を講ずる場合にあつては、次のとおり実施するものとする。

(ア) ダイオキシン類を含む土壌を直接摂取することによる人の健康に係る被害を防止する観点から措置を講ずる場合は、イの表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるいずれかの措置を講ずるものとする。

(イ) ダイオキシン類により汚染された地下水を摂取することによる人の健康に係る被害を防止する観点から措置を講ずる場合は、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

土壌汚染の除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止

(4) 周辺地域の住民等への周知の方法

条例第58条第2項及び第60条の2（条例第63条の3において準用する場合を含む。）の規定により行う周辺地域の住民等への周知は、次のとおり行うものとする。

ア 周知の方法

周知は、土壌及び地下水の汚染の程度、当該汚染による周辺への影響の程度、周辺地域の住民等の意向、当該汚染に係る過去の周知の実施状況等を勘案し、次に掲げるもののうち1以上の方法を選択して実施するものとする。

(ア) 説明会の開催

(イ) 戸別訪問による説明

(ウ) 説明文書の戸別配布又は回覧

(エ) 自治会等の地域を代表する組織への文書又は口頭による説明

(オ) メディアへの発表又はインターネットによる公表

(カ) 掲示板への掲示

イ 周知の内容

周知は、次の内容について行うものとする。

ただし、(ア)から(エ)までについては、既に同等の内容について周知が図られている場合又は土壌及び地下水の汚染による周辺への影響の程度が低い場合は、周知の内容に含めないこ

とができる。

(ア) 土壌及び地下水の汚染の状況

(イ) 当該汚染が判明した経緯及び発生した原因

(ウ) 当該汚染による周辺への影響

(エ) 既に講じた措置の内容及び今後の対策の計画（応急対策及び長期的対策）

(オ) 今回行う土地の区画形質変更の内容、目的及び期間

(カ) 今回行う土地の区画形質変更起因して生ずる公害を防止するための計画の概要（条例第60条第4項本文（条例第63条の3において準用する場合を含む。）の規定による公害防止計画を作成している場合は、当該計画の概要）

(キ) 工事の実施主体及び問い合わせ先

ウ 周知の対象範囲及び対象者

周知の対象範囲は、土壌又は地下水の汚染によって影響が生ずると予想される範囲とする。

なお、影響が生ずると予想される範囲が明確にならない場合又は汚染された土地の地域の自治会及び当該地に隣接する自治会（以下「近隣自治会」という。）の範囲より小さい場合については、少なくとも近隣自治会の範囲とする。ただし、当該地に自治会が存在しない場合は、地域の実情にあわせ、同一小字内の地域など、自治会相当の範囲とする。

周知の対象者は、原則として対象範囲内の住民とするが、土壌又は地下水汚染による周辺への影響の程度等を勘案し、必要に応じて対象範囲内にある公益的施設の管理者及びその他事業者についても対象に加えるものとする。

エ 周知の時期

周知は、土地の区画形質変更に着手する前に実施するものとする。

オ 周知結果の記録

周知を実施した場合は、実施日時、実施方法、実施場所、対象範囲及び対象者、使用した説明資料、周知対象者からの意見及び要望並びに意見及び要望に対する対応等について記録すること。

5 汚染土壌の運搬、処理等に伴う公害の防止の方法

(1) 汚染土壌の運搬又は処理を委託する場合に必要な措置

条例第58条第3項の規定による汚染土壌の運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置は、次のとおりとする。

ア 運搬の受託者が条例第58条の3及び第58条の4の規定に従い汚染土壌の運搬を行う意思及び能力があることをあらかじめ確認すること。

イ 運搬の受託者及び処理の受託者に対し、汚染土壌の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報を提供すること。

(ア) 汚染土壌に含まれる特定有害物質等の種類及び濃度に関する事項

(イ) 汚染土壌の性状及び荷姿に関する事項

(ウ) 悪臭の有無、廃棄物等の混入の有無その他取り扱う際に注意すべき事項

ウ 処理の受託者が条例第58条の3及び第58条の5の規定に従い汚染土壌の処理を適切に行う意思及び能力があることをあらかじめ確認すること。

エ 委託者の承諾を受けず、汚染土壌の運搬又は処理の再委託を行わないことを条件に委託すること。

オ 土壌汚染対策法第20条の規定に準じて管理票の交付等を行うこと等により、運搬及び処理の進捗状況を確認すること。

カ 汚染土壌の運搬及び処理を適切に行うため必要な事項について、委託契約書に明記すること。

(2) 汚染土壌の運搬に伴う公害の防止の方法

条例第58条の4第1号の規定による特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置は、次のとおりとする。

ア 汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下「自動車等」という。）及び運搬容器は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散のおそれのないものであること。

イ 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。

ウ 汚染土壌の積替え又は積替えのための一時的な保管を行う場合にあっては、(3)により特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

エ 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体が飛散等をし、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質又はダイオキシン類を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

(3) 汚染土壌の積替え又は積替えのための一時的な保管に伴う公害の防止の方法

汚染土壌の積替え又は積替えのための一時的な保管に伴う特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置は、次のとおりとする。

ア 汚染土壌の積替えを行う場合にあっては、次によること。

(ア) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。

(イ) 積替えの場所から特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

イ 汚染土壌の積替えのための一時的な保管を行う場合にあっては、次によること。

(ア) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

a 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

b 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。

(a) 大きさが縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。

(b) 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。

(イ) 当該保管施設からの特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。

a 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するための構造を有していること。

b 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。

c 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。

ウ ア又はイの場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。

(ア) 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。

(イ) 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。

(ウ) 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。

- (エ) 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。
 - (オ) (ア)から(エ)までの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。
- (4) 汚染土壌の処理に伴う公害の防止の方法
- ア 条例第58条の5第1号に規定する処理する汚染土壌の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる処理の方法は、次のとおりとする。
- ただし、汚染された土地を含む一連の敷地内において汚染の除去等の措置として行われる処理については、これによらず、4(3)によるものとする。
- (ア) 汚染土壌の処理は、処理した土壌又は汚染土壌を原料とした製品により人の健康に係る被害又は特定有害物質による公共用水域若しくは地下水の汚染を生ずるおそれがない方法により行うこと。
 - (イ) 汚染土壌の処理を行う施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）の処理能力を超える汚染土壌の処理を行わないこと。
 - (ロ) 汚染土壌の処理を行う場合は、あらかじめ当該汚染土壌処理施設で処理することができる特定有害物質の種類及び濃度の範囲並びにダイオキシン類の濃度の範囲その他の条件を定めるものとし、当該条件に適合しない汚染土壌の処理を行わないこと。
 - (ハ) 分別等処理を行う場合は、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合しないこと。ただし、当該分別等処理を行った汚染土壌を再度処理（セメント製造処理に限る。）する場合にあっては、この限りでない。
 - (ニ) セメント製造処理を行う場合は、製造されるセメントの品質管理の方法を定め、それに従ってセメントを製造し、かつ、当該セメントは、通常の使用に伴い特定有害物質又はダイオキシン類による人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとする。
 - (ホ) 汚染土壌処理施設の正常な機能を維持するため、1年に1回以上、当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行うこと。
- イ 条例第58条の5第2号の規定による特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置は、条例第29条の規定によるもののほか、次のとおりとする。
- ただし、汚染された土地が含まれる一連の敷地内において汚染の除去等の措置として行われる処理については、これによらず、4(1)によるものとする。
- (ア) 処理設備及び保管設備は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な構造を有すること。
 - (イ) 汚染土壌の処理に係る水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出しないこと。
 - (ロ) 汚染土壌処理施設内において汚染土壌の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。
 - a 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。
 - b 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。
 - c 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。
 - d 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。
 - e aからdまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。
 - (ハ) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体が飛散等した場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

別表 第二溶出量基準及び地下水質基準

特定有害物質の種類		第二溶出量基準 (mg/L)	地下水質基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	トリクロロエチレン	0.1以下	0.01以下
	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.01以下
	ジクロロメタン	0.2以下	0.02以下
	四塩化炭素	0.02以下	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	1以下	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.006以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.002以下
	ベンゼン	0.1以下	0.01以下
	クロロエチレン	0.02以下	0.002以下
	カドミウム及びその化合物	0.09以下	0.003以下
第二種特定有害物質	シアン化合物	1以下	検出されないこと
	鉛及びその化合物	0.3以下	0.01以下
	六価クロム化合物	1.5以下	0.05以下
	砒素及びその化合物	0.3以下	0.01以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.005以下	水銀が0.0005以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.3以下	0.01以下
	ほう素及びその化合物	30以下	1以下
	ふっ素及びその化合物	24以下	0.8以下
第三種特定有害物質	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1以下	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	検出されないこと
	チウラム	0.06以下	0.006以下
	シマジン	0.03以下	0.003以下
	チオベンカルブ	0.2以下	0.02以下